建築物等許可申請書　作成方法及び添付書類

1　行為の場所は、申請による建築・工作の場所を記入すること。
　仮換地、保留地のどちらかを〇で囲み、土地の面積を記入すること。

2　行為の種類に該当するものを〇で囲むこと。

3　概要は建築物及び工作物等を設置する場合は、該当する構造を〇で囲み、数量・規模欄に建築面積・延床面積等を記入すること。
　土地の形質の変更の場合は、数量・規模欄にその内容・規模を記入すること。

4　用途又は目的は、該当するものを〇で囲むこと。
　工作物の新築、物件のたい積等の場合は、その他に内容を記入すること。

5　工事着工及び完了期日は、それぞれ予定月日を記入すること。

6　添付書類

行為の種類	添付する図面
土地の形質の変更	位置図、平面図及び敷地断面図
建築物の新築、改築又は増築	位置図、配置平面図及び立面図
建築物以外の工作物の新築、改築又は増築	位置図、配置平面図及び構造図
物件の設置又はたい積	位置図、配置平面図及び物件の詳細図

7　その他必要と認められる事項があれば、記載すること。

8　申請書は、正本・副本それぞれ１部提出すること。
　本人確認書類を添付のこと。

9　申請人が法人の場合は、記名、押印のこと。

建築物の新築を行う場合について

　川南土地区画整理事業地内において建築物の新築（住宅、店舗、事務所等）を行う場合には、建築物の許可証の発行と併せて「**お知らせ**」をお渡ししております。
　この「**お知らせ**」には、事業終了（換地処分）までの仮の住民票の住所を記載しております。この住所で住民票の変更届を行ってください。
（なお、換地処分時には、新たな地番、住所を定める予定ですが、これは福山市が職権で住民票を新住所に変更します。）